

令和7年栗山町議会定例会5月臨時会議 会議録

令和7年5月20日 午前9時30分開会

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	齊	藤	義	崇	君
2 番	置	田	武	司	君
3 番	重	山	雅	世	君
4 番	大	櫛	則	俊	君
5 番	堀		文	彦	君
6 番	鈴	木	千	逸	君
7 番	佐	藤	則	男	君
8 番	斉	藤	隆	浩	君
9 番	端		師	孝	君
10 番	藤	本	光	行	君
11 番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 野 真 里
事 務 局 主 査	武 田 憲 尚

4、地方自治法第121条第1項の規定による説明員は次のとおりである。

町 長	佐 々 木	学 君
副 町 長	橋 場 謙	吾 君
総務課長兼選挙管理委員会書記長	小 南 治	朗 君
企画財政課長	平 野 敬	太 君
企画財政課企画担当主幹	三 木 貴	光 君
税務課長兼出納室長	名 内	隆 君
建設課長	谷 口 良	之 君
建設課技術長	西 田 達	也 君
農 林 課 長	田 崎	剛 君
農林課農林業担当主幹	丸 山 友	也 君
商工観光課長	宮 本 孝	之 君

教 育 長	吉 田 政 和 君
学 校 教 育 課 長	桑 島 克 典 君
学校経営改善室長	太 田 淳 司 君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

会期の決定

諸般の報告

① 会務報告

② 監査報告

常任委員の選任について

議会運営委員の選任について

報告第 1 号 令和 6 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分
について

報告第 2 号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 3 号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につ
いて

議案第 1 号 令和 7 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 号 中央南団地 3 号棟新築主体工事の請負契約について

議案第 3 号 中里団地 1 号棟新築主体工事の請負契約について

議案第 4 号 工業団地内道路新設その 1 工事の請負契約について

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年栗山町議会定例会 5 月臨時会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6 番鈴木千逸議員、7 番佐藤則男議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会よりこのたびの定例会の運営等に関する報告書がお手元に配布されておりますのでご覧いただきたいと存じます。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

会期については、議会運営委員会報告のとおり、本日から令和 8 年 4 月 3 0 日までの 3 4 6 日間と決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、会期は本日から令和 8 年 4 月 3 0 日までの 3 4 6 日間と決定いたします。

なお、今、開会議会の議会期間は本日 1 日といたします。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第４、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○事務局長（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、常任委員の選任について外８件であります。

地方自治法第１２１条第１項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、各課所長、並びに、教育委員会教育長の委任を受けた課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鵜川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎常任委員の選任について

○議長（鵜川和彦君） 日程第５、常任委員の選任についてを議題に供します。

ただいま議題となっております、常任委員の選任につきましては、栗山町議会委員会条例第７条第４項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

先に各委員会に所属していただくよう協議がなされ、その結果がまとまっておりますので、それに基づき、常任委員会ごとに指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、ただいまから常任委員会ごとの指名を事務局長に発表させ、議長の指名に代えさせていただきます。

事務局長。

○事務局長（中野真里君） それでは、お名前を申し上げます。

総務教育常任委員会、齊藤義崇議員、置田武司議員、堀文彦議員、佐藤則男議員、藤本光行議員、鵜川和彦議員、以上の６名であります。

次に産業福祉常任委員会、齊藤義崇議員、重山雅世議員、大櫛則俊議員、鈴木千逸議員、斉藤隆浩議員、端師孝議員、以上の6名であります。

続きまして、広報広聴常任委員会委員の選任につきましては、議長を除く10名の議員が指名されております。齊藤義崇議員、置田武司議員、重山雅世議員、大櫛則俊議員、堀文彦議員、鈴木千逸議員、佐藤則男議員、斉藤隆浩議員、端師孝議員、藤本光行議員、以上10名であります。

○議長（鵜川和彦君） ただいま事務局長が発表した通り各常任委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、ただいま指名したとおり、各常任委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会の委員長及び副委員長の選任ですが、栗山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会に於いて互選することになっております。

ここで休憩をいたしますので、休憩中に各常任委員会を開催し、互選していただきたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前10時40分

○議長（鵜川和彦君） 再開いたします。

休憩中に開催をお願いした各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、事務局長に報告させます。
事務局長。

○事務局長（中野真里君） それでは、ご報告申し上げます。

総務教育常任委員会委員長堀文彦議員、同副委員長置田武司議員。

産業福祉常任委員会委員長斉藤隆浩議員、同副委員長重山雅世議員。

広報広聴常任委員会委員長藤本光行議員、同副委員長大櫛則俊議員。

以上でございます。

○議長（鵜川和彦君） 以上の報告のとおり、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長が決まりました。

ここで、各常任委員会の委員長から、委員会を代表し、就任のご挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

最初に、総務教育常任委員会委員長堀文彦議員。

〔総務教育常任委員会委員長 堀文彦君登壇〕

○総務教育常任委員長（堀文彦君） 前回に引き続き、総務教育常任委員長に選任されました堀でございます。大役を引受けまして、身の引き締まる思いでございます。

す。

ただ、この２年間で、教育の状況大きく変わりまして、登下校中の子供たちの安全が脅かされる。あるいは、教育現場に保護者が乗り込んできて、子供たちの目の前で、担任の先生が殴られる。そういった状況が生まれております。栗山町の子供たちには、絶対そんな思いをさせたくない。これは、吉田教育長の力のもと、ぜひ実践していただきたいという部分でございます。

また、保護者と学校の間、溝ができるということは、これはなきにしもあらずですが、そのときに、ぜひ我々議員が、地域、保護者、学校の潤滑油となるような存在となる活躍をしていただきたいと思っております。

２年間、一生懸命頑張らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 次に産業福祉常任委員会委員長をお願いいたします。

産業福祉常任委員会委員長 斉藤隆浩議員。

〔産業福祉常任委員会委員長 斉藤隆浩君登壇〕

○産業福祉常任委員長（斉藤隆浩君） 産業福祉常任委員長に御指名頂きました、斉藤隆浩と申します。

前期２年に引き続き、もう２年間頑張らせていただきたいと思います。

栗山町は、産業の強い町であります。これから、観光業も力が入っていく中で、産業は要でありますので、しっかりと見ていきたいなと思っております。

また、高齢化そして、少子化ということで、福祉のほうも、重要な施策たくさんありますので、そちらのほうも、産業と同じ温度感を持って、進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 次に広報広聴常任委員会委員長をお願いいたします。

広報広聴常任委員会委員長 藤本光行議員。

〔広報広聴常任委員会委員長 藤本光行君登壇〕

○広報広聴常任委員長（藤本光行君） ただいまご紹介いただきました、広報広聴常任委員長に就任いたしました、藤本です。

前期の佐藤則男委員長の後を受けまして、広報広聴を担当していきたいなというふうに思っております。我が町の議会基本条例の柱は、情報公開と住民参加ということでございますので、その一層の充実を目指して、２年間やっていきたいと思っておりますので、大槩副委員長共々、どうか２年間よろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 以上で就任の挨拶を終わります。

◎議会運営委員の選任について

○議長（鶴川和彦君） 日程第６、議会運営委員の選任についてを議題に供しま

す。

議会運営委員の選任につきましても、栗山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、事務局長に氏名を発表いたさせ、議長の指名に代えたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、事務局長に発表させます。
事務局長。

○事務局長（中野真里君） それでは、氏名を発表いたします。

議会運営委員会委員。齊藤義崇議員、堀文彦議員、鈴木千逸議員、齊藤隆浩議員、藤本光行議員、以上の5名であります。

○議長（鵜川和彦君） 以上5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、ただいま指名いたしました5名の皆さんを議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員長及び副委員長につきましては、栗山町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで休憩をいたしますので、休憩中に議会運営委員会を開催し、互選をしていただきたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時10分

○議長（鵜川和彦君） 再開いたします。

休憩中に開催いたしました議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

○事務局長（中野真里君） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長鈴木千逸議員、同副委員長齊藤義崇議員、以上でございます。

○議長（鵜川和彦君） ただいま報告のとおり、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりました。

ここで、議会運営委員会委員長より就任のご挨拶の申出がありますので、これを許可します。

議会運営委員会委員長鈴木千逸議員。

〔議会運営委員会委員長 鈴木千逸君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木千逸君） 本日から２年間、議会運営委員会の委員長を仰せつかりました鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長の齊藤義崇議員とともに、ほか３名の委員の皆様とともに、円滑な議会運営を目指してまいりたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 以上で就任の挨拶を終わります。

◎報告第１号

○議長（鶴川和彦君） 日程第７、報告第１号 令和６年度栗山町一般会計補正予算（第１２号）の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 報告第１号 令和６年度栗山町一般会計補正予算第１２号について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，６２８万８，０００円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１２４億２４万３，０００円とするものであります。

専決処分をいたしました主な内容は、歳入では町税及び地方交付税の確定見込み等による補正、歳出では２款総務費のふるさと応援基金積立金の追加等に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。７ページをご覧ください。

まず、歳出であります。２款１項１目２４節積立金の２，７７６万２，０００円の補正は、今後の公債費の償還財源として、今回の補正財源の一部を減債基金に積み立てるものであります。

４目財産管理費につきましては、地方債の確定に伴う財源振替であります。

６目２４節積立金の２００万円の補正は、後ほど歳入１８款でご説明いたします教育寄附金を財政調整基金に積み立てるものであります。

２４目１節報酬から１３節使用料及び賃借料までの合わせて４，３４５万１，０００円の補正は、ふるさと納税推進事業に係る各節の不用見込額をそれぞれ減額するものであります。

２４節積立金の補正は、後ほど歳入１８款でご説明いたします、ふるさと応援寄附金及び先ほどご説明いたしました不用見込額等の合わせて３，８９７万７，００

0 円をふるさと応援基金に積み立てるものであります。

4 款衛生費から、8 ページをご覧くださいまして、8 款土木費までにつきましては、地方債の確定に伴う財源振替であります。

1 0 款 1 項 4 目 2 4 節積立金の 1 0 0 万円の補正は、後ほど歳入 1 8 款でご説明いたします教育寄附金を子ども夢づくり基金に積み立てるものであります。

7 目学校経営改善費につきましては、後ほど歳入 1 8 款でご説明いたします総務寄附金の受納に伴う財源振替であります。

5 ページをご覧ください。

次に歳入であります、1 款 1 項町民税から 6 項入湯税までにつきましては、町税の確定見込みによる補正であります。

1 1 款地方交付税につきましては、特別交付税の収入額確定による補正であります。

1 8 款 1 項 1 目 1 節総務寄附金の 4 1 7 万 7, 0 0 0 円の補正は、まず、一般寄附金であります、2 月 2 8 日に由仁町石川兄弟塗装株式会社代表取締役石川裕次郎氏より頂きました 3 0 万円の追加であります。

次に、ふるさと応援寄附金は、寄附額確定に伴い 4 4 7 万 7, 0 0 0 円を減額するものであります。

3 節教育寄附金の補正は、2 月 2 1 日に宇富士長尾康司氏より頂きました 1 0 0 万円、2 月 2 6 日に朝日 4 丁目朝日産業株式会社代表取締役廣岡延博氏より頂きました 2 0 0 万円の合わせて 3 0 0 万円の追加であります。なお、朝日産業株式会社の寄附金に関しましては、栗山高校女子野球部への活動支援として頂いたことから、後の議会で補正予算の対応を予定しております。

6 ページをご覧ください。

1 9 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金の 2 億 4, 0 1 4 万 2, 0 0 0 円の補正は、今回の補正に係る財源調整として、減額するものであります。

2 2 款 1 項 1 目総務債から 6 目土木債までにつきましては、付記事業の起債額確定による補正であります。

4 ページをご覧ください。

第 3 表地方債の補正についてご説明いたします。1. 変更であります、起債の目的 1. 公共施設等空調設備整備事業債から、4 1. 公営住宅建設事業債まで、それぞれ起債額の確定により限度額を付記のとおり変更するものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第 1 号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第２号

○議長（鵜川和彦君） 日程第８、報告第２号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 報告第２号 栗山町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町税条例の一部を改正する条例は、令和７年３月３１日法律第７号をもって公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第３６条の２及び第６３条の２は、法改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

第８２条及び第８９条は軽自動車税種別割に係る規定で、二輪車の車両区分の見直しに伴い、新基準原動機付き自転車に係る税率及び減免に係る規定を定めるとともに、法改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

第９０条は身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免に係る規定で、免許情報記録個人番号カードの運用に係る法改正に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の追加並びに条文の整理を行うものであります。

第１３９条の３、第１４９条及び附則第１０条の２は、法改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

附則第１０条の３は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定で、特定マンションに係る固定資産税の減額措置について、法改正に伴い、マンション管理組合の管理者等から町長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、申告書の提出がない場合でも減額措置が適用できる規定を追加するものであります。

附則第１項につきましては、施行日を定めたもので、令和７年４月１日から施行するものであります。

附則第２項及び附則第３項につきましては本条例による改正規定の適用に関する経過措置を定めるものであります。

以上、栗山町税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第２号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第３号

○議長（鵜川和彦君） 日程第９、報告第３号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。
町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 報告第３号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例は、令和７年３月３１日法律第７号をもって公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

附則第３項及び附則第１１項は、法改正に伴う引用条項の整理であります。

附則第１項につきましては、施行日を定めたもので、令和７年４月１日から施行するものであります。

附則第２項につきましては、本条例による改正規定の適用に関する経過措置を定めるものであります。

以上、栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第３号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり。〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎議案第１号

○議長（鶴川和彦君） 日程第１０、議案第１号 令和７年度栗山町一般会計補正予算（第２号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第１号 令和７年度栗山町一般会計補正予算第２号の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４万８，０００円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ１０４億９，０８４万８，０００円とするものであります。

補正の内容は、１１款災害復旧費におきまして、降雨により損傷が生じた町有林林道本継線の復旧に伴う修繕料の追加に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。４ページをご覧ください。

まず、歳出であります。１１款２項２目１０節需用費の８４万８，０００円の補正は、４月１４日から２０日までの断続的な降雨により路面に破損が生じた、町有林林道本継線の復旧に係る修繕料の追加であります。

３ページをご覧ください。

次に、歳入であります。１９款１項１目１節財政調整基金繰入金の８４万８，０００円の補正は、今回の補正予算の財源として追加するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第1号 令和7年度栗山町一般会計補正予算（第2号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

議案第1号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第2号

○議長（鵜川和彦君） 日程第11、議案第2号 中央南団地3号棟新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木学君） 議案第2号 中央南団地3号棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

中央南団地3号棟新築主体工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、中央南団地3号棟新築主体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、1億4,190万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、99.57パーセントであります。

契約の相手方は、栗山町中央1丁目1番地1松原産業株式会社代表取締役松原由典であります。

入札につきましては、5月13日に行い指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鉦建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上6社であります。

工事場所は、栗山町中央4丁目370番地であります。

工事内容は、木造2階建延床面積588.53㎡1棟8戸の新築であります。

工事期間は、着手の日から、令和8年2月13日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金6,385万5,000円、地方債7,800万円、一般財源4万5,000円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいた

します。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

齊藤隆浩議員。

○８番（齊藤隆浩君） 昨年、同じような案件で、質疑いろいろさせていただきました、そのあと、たくさんの町民の方から様々な意見を頂きまして、余計なことという方もありましたし、もっとやってくれという方もありまして、賛否両論あった件でありました。議会報告会でも、両論ありましたので、また今回、やらせていただくんですけれども、まず１点目、団地建てるということで、予算のときに賛成してるので、団地建てることに対しての反対はないんですけれども、これ、いわゆる箱物というか、低所得者のための住宅を確保するために、公営住宅建ててると思うんですよね。

ただやっぱり今、オール電化ですごい光熱費が上がってると。そっちのほうで、低所得者の方の生活、逆に大変なってるかなという中で、角田とかに町が所有する住宅で使われてない建物とかもあるわけなんですよね。

あと、新規就農者が入るように用意された、長屋みたいなところであったりとか、全然使われてないんですけれど、そういうところもう少し活用しながら、新規で建てるのもいいんですけれど、これからどんどん人口が減っていく中で、これをずっと建て続けていくのか、民間の施設も含めて、有効活用していくのか、まだ全部建て替えていいのかなというのがあったんで、それが１点。

それと２点目、指名競争入札ということで、今回も私、入札の資料もらってました。これ言うとまた怒られるので、余り言わないようにするんですけれども、私あれから、いろいろ言われたんですけど、決して、地元の業者に落としてほしくなくて言ってるわけでもないですし、落札率９９％で、近郊から見たら結構高いなと思うんですけれども、ただこれが、下げなきゃ駄目だって圧力がかかって不落になっても困るわけなんですよ。

やっぱ適正価格で落としてもらうという中で、一般競争入札に切替えて、総合評価方式とか、地元の企業を少し点数が高くなるような感じで、入札の方式をもう少し変えてったらどうかなというふうに思ったんですけれども、例えば、今、価格だけで言ってると思うんですけれども、技術であったりとか、過去の実績だったりとか、あと、町に事務所の本拠地があるとか、そういう加点方式とかで、町民誰が見てもこの企業が点数高いから、価格だけじゃなくて、総合的に見てやっぱりここだよっていうふうなふうに持っていったほうが、何となく皆さんも応援してくれるんじゃないかなと思うんですけれどもその点について２点返答をお願いします。

○議長（鶴川和彦君） 建設課長。

○建設課長(谷口良之) 低価格者の住宅ということで、今おっしゃられたとおり、栗山町の中でも、元の職員住宅とか町営住宅とかで、お貸ししているケースもありますので、その辺については、これからも状況見ながら考えたいと思いますし、あと、公営住宅の建て替えについては、今、取りあえず中里団地のほうで、一区切りつくということで、若干期間が空いた後、次古いところ、継立や松風の団地等は検討することになっているんですけども、まずは今この中里団地を建てかえるということで対応しているところでございます。

それとあと2点目、今、実際指名競争入札で実施しておりますけども、今提案があった、一般競争入札やプロポーザル等々、ただ昨今、建設業も人手不足、ラピダス関係等々で、人材がなかなか不足しているというところで、工期がかなり建設工事厳しいところであります。

そういったときに、一般競争入札、プロポーザルだと、まず、情報提供した中で、そういう提案を募る、そういったところで、今度それを審査するというところで、経過の中で、ちょっと時間を要するということもありまして、指名業者を厳選した中で、対応しているということですので、御理解頂ければと思います。

○議長(鵜川和彦君) 斉藤議員。

○8番(斉藤隆浩君) 1点目ですね、この先の話もあるんですけど、今空いてる空き家をもうちょっと活用して、例えば、今、中心部に皆さん集まってきたんですけど、角田のほうに少し行ってもらうだとか、少し空いてるところに分散させたりして、皆さんに住んでもらうのもどうかなっていうのも思ってたんです。

状況見ながら、建て替えるか建て替えるのをやめるのかっていうのも、判断していくべきだなと思ってて、その点について、もう一度聞きたかったのと、2点目、工事業者が苦しいのはもうよく分かってるんですよ。それで、価格だけじゃなくて、先ほど言った技術点であったりとか、要は過去の実績だったりとか、地元にいるよとか何かそういうので、私これ、前回も見さしてもらったんですけども、町営住宅の建て替え、全部2社で請け負ってるわけなんですよ。たまたまだと、前回おっしゃられたんですけども、どうしても端から見ると、指名競争入札がセレモニー化されてるんじゃないかなというところもあったので、だとするならば、もうしっかりと一般競争入札にして、その代わりそういう加点方式で、地元の業者が、点数が高くなって選ばれましたよというふうな感じで、していったほうが、何となく、周りから見てもいい感じになっていくんじゃないのかなというのも思ったんですけども、もう一度答弁をお願いします。

○議長(鵜川和彦君) 建設課長。

○建設課長(谷口良之君) まず、1点目の角田等々の空いてる部屋の対応、なるべくこう分散したほうが良いという御意見ですけども、入居の方の希望の団地等々

もあります。そういったところでうちも空いてるところ、即入居困ってるんだから入りやすいところ、そういうところも踏まえた中で、情報提供しながら、なるべく町の公営住宅のほうに入居していただくような形で対応していきたいと思いますし、今御意見あったことも踏まえた中で、ちょっと地域的なものもこれから内部では検討していきたいなというふうに思うところでございます。

あと、２点目の指名競争入札の関係なんですけども、今、セレモニー的なものとか、昨年と同じような話の中で、入札結果はたまたまですよというようなことで、今お話あったとすると、入札結果についてはたまたまではなくて、あくまでも結果ということで、認識していただければと思いますし、あと指名競争入札、うちのほうで、公共工事の発注、これは入札や計画で適正化を図るということで、基本となることも踏まえた中で実施しているところでございます。

その辺ちょっと触れますと、入札や契約の過程は、契約内容の透明性を確保するというので落札後には、ホームページ上で、契約金額や企業、そして工期の公表をしているところでございます。

また、入札に参加しようとして、契約の相手方になろうとする者に、公正な競争を促進するというので、うちのほうとしても指名業者選定審査会を開催した中で、技術的なものを踏まえて、今議員もおっしゃられましたけども、業者の選定をして問題ないかどうかを吟味した中で実施しております。

また３点目としては、入札及び契約からの談合、その他の不正行為の排除を徹底するというので、これ昨年ちょっとお話も出ましたけども、そういう情報があった場合については、入札前であれば入札を停止してすぐ調べますし、これ入札後にこういうことが起こってしまうと事件ですのであれなんですけど、そういったところについては、情報に敏感にアンテナを張りながら、こういうことは、決してないよということで取り組んでいるところでございます。

また４点目としては、請負代金の額によって、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結は防止するというところで考えると、こちらにつきましては、工事発注の際、入札の際には、最低価格を設定した中で、適切な工事をやれるよということで、余りにも安い金額で落札して実際できなかったというようなトラブル等が発生しないように、対応しているところでございます。

また、契約された公共工事の適正な施工が確保されること、これ今おっしゃられた技術的なところですよ。そういったところについては、今言ったような業者選定をした中でやってるということで、基本的にこれらを踏まえた中で、指名競争入札をやってるということでありますので、御理解していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鶴川和彦君） 齊藤隆浩議員。

○8番（斉藤隆浩君） 私、別に談合も疑ってないですし、100%で落ちるんだったら落ちるで、地元業者の方は無理して、仕事しなくてもいいのかなと。そういうことが続くと、安くしやすくしようとすれば、不落が増えてきて、結局栗山町でやろうとする事業が止まっちゃうこともあるので、100%は、別にいいとは思ってるんですよ。なんならこう、随契でもいいかなと思ったんですけど、金額の制限もあったりとかするので、また、指名競争入札になると5社以上でしたっけ。町営住宅の話ですよ、ずっと2社だけで落としているっていうのは、これ事実じゃないですか、ということはそこに一緒に見積り出している人って、ずっと出してもずっと、落ちてない、落とせてないわけなんですよ。

だとしたら一般競争入札にして、さっきの価格だけじゃなくて、技術であったりとか、地元にいるであったりとかっていうところで、例えば一般競争入札にしたら、もう2社しか出てこないかもしれない。2社から選定するとかっていうことも考えられる、たくさん入ってくることも考えられるんですけど、逆に2社だけに絞れてってことも考えられると思うんですよ。なので、指名競争入札で、無理やり5社集めなくても、ある程度一般競争入札のルールも、独禁法とかに引っかからない中でつくっていったって、もうちょっと、皆さん明確に、この業者で落としてくれてよかったねっていうような感じになったらいんじゃないのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鵜川和彦君） 建設課長。

○建設課長（谷口良之君） 今また、一般競争入札ではということです。

最初に説明したとおり、一般競争入札での入札行為をやるとなると、時間的なものを要するということで、それで今回も、予定する工期については2月13日と、昨今の人材不足のためで、工期がかなり施工の現場のほうからも厳しいということもお伺いしております。

繰り返しになりますけども、地域限定一般競争入札等々、検討した中でやるとしても情報提供から、それと公募に当たっての要する時間等々、こういう5月のこのタイミングで、こうやって議決を求めるような、5,000万を超えるような工事になりますから、そういったところでは、タイムスケジュール的には難しいかなというふうに考えているところですので、御理解頂ければと思います。

今後、何か情報の提供の仕方とか、今は透明性を確保することで、我々としては、必要な情報を提供して、対応していると考えておりますので、基本的には指名競争入札もこれからはやっていきたいと考えているところが現状ですので、御理解頂きたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） 私も入札なので、どちらにしても、競争性があつたりとか、

公平性、透明性ってのは当然あると思うんですけども、やはり地元企業も、どんどん少なくなっていく中で、公共工事落としていってもらったほうが、お金が栗山町の中に還流していくのかなというところで、やっぱりこの先どうなるかわかんないですけど、少し今の仕組みから、もうちょっと一歩踏み込んだ感じで、入札制度を見直していったらどうかなっていうちょっと一般質問みたくなっちゃったんで、もうこれでやめるんですけど、という気持ちで質疑させていただきました。

○議長（鵜川和彦君） 町長。

○町長（佐々木学君） 中身的には、それぞれ今担当課長のほうが答弁したとおりでありまして、町の発注工事ですからやはり責任を持って、その年度間の中で、工事を遂行していくということが基本でありますので、そこは御理解頂きたいなというふうに思います。

それと今、公共工事っていうことで、私どもが責任を持って、その年度の予算の中で議決を頂きながら進めていく事業でありますから、そしてさらに、今回の公営住宅という性格的なものからいきますと、やはり町民の皆様に住んで頂く、重要な公共施設の一つということになりますから、やはり指名競争入札の中で、信頼のある、そして経験のある、そういう業者を町が指名し、その中で工事をやっているということでございます。

一般競争入札になれば、いろんな業者が参画してくる可能性はありますので、それをなかなか排除するというわけにもいきませんので、やはり町としては、信頼と実績、そういったものがある業者さんをしっかり指名した中で、今回は7社指名しておりますけれども、その中で、入札をやらせていただいているということでもありますので、今後につきましても、この公共工事に関しては、指名競争入札が基本になるかなというふうに思います。

ただ、議員おっしゃられますとおり、入札の原点は、一般競争入札というところは、私どもも十分理解しておりますので、この関係につきまして、いろんな手法をとっている自治体もあるわけでありまして、そういうことについては、今後研究してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第２号 中央南団地３号棟新築主体工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第２号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第３号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１２、議案第３号 中里団地１号棟新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第３号 中里団地１号棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

中里団地１号棟新築主体工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、中里団地１号棟新築主体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、１億５，３０１万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、９９．１９パーセントであります。

契約の相手方は、栗山町朝日４丁目３２番地３朝日産業株式会社代表取締役廣岡延博であります。

入札につきましては、５月１３日に行い指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鉦建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上６社であります。

工事場所は、栗山町字中里２５番地３４であります。

工事内容は、木造２階建延床面積６３４．７９㎡１棟８戸の新築であります。

工事期間は、着手の日から、令和８年２月１３日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金６，８８５万４，０００円、地方債８，４１０万円、一般財源５万６，０００円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に

入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第3号 中里団地1号棟新築主体工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第3号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第4号

○議長（鵜川和彦君） 日程第12、議案第4号 工業団地内道路新設その1工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第4号 工業団地内道路新設その1 工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

工業団地内道路新設その1工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、工業団地内道路新設その1工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、1億2,144万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、96.87パーセントであります。

契約の相手方は、栗山町字継立368番地5井沢建設株式会社代表取締役喜多村大吾であります。

入札につきましては、4月24日に行い指名業者は、株式会社北創、株式会社岩崎建設工業、井沢建設株式会社、共立道路株式会社、松原産業株式会社、道央建設運輸株式会社、丸十岡山砂利株式会社、以上7社であります。

工事場所は、栗山町字旭台43番地3ほかであります。

工事内容は、道路新設2路線総延長393.15mであります。

工事期間は、着手の日から、令和7年12月26日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、地方債1億2,140万円、一般財源4万円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） 質疑させていただきます。

当初、この工業団地もともと1社の大きい会社が来る予定で造成したという中で、途中で来なくなって、分割するために、さらにお金をかけて道路をつくるということで、今回この入札出てるんですけども、これ今道路をつけることによって、工業団地しっかり売れていくのかなっていうのがちょっと心配で、どんどんどんどんお金かけてそのまま置いておくのもちょっとどうかなと思うんで、これつけることによって、工業団地が売れていくのかどうか、近い将来売れる見込みがあるのかというところを教えて欲しかったです。

○議長（鵜川和彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮本孝之君） 斉藤隆浩議員の質問に答弁させていただきます。

第5工業団地につきましては、お話のあったとおり、昨年、一社見送るということで、新たに新設した道路に今のところ6区画という形で、分譲を開始しようと思っております。

現在のところ、第5工業団地含みまして、ほかの第4、第1第2の既存の分譲可能な用地を含めまして、現在2社ほど具体的に協議を行っております。うちの1社につきましては、特に新設されるこの第5工業団地につきまして、具体的に冬季間ではありましたが、現地の視察も行い、企業のほうとしましても、他の市町村ともいろいろ協議をしていると聞いておりますけども、お話を進めておりますので、今来てる企業と充分一緒に協議をしながら、次の企業に進めるように分譲のほう、何とか、近い将来完売できるように進めていきたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 斉藤議員。

○8番（斉藤隆浩君） よかったと思います。

これ道路つくるときに、ちょっと無理して工業団地つくったのかなというところで芝、駄目になってたりとか、もう少し第5工業団地手直ししなきゃ駄目なところもあるのかなと思うんですけども、そこら辺も、道路と一緒に直しちゃうみたいな感じなんですかね。

○議長（鵜川和彦君） 建設課長。

○建設課長（谷口良之君） 今工業団地のそういうところで、芝化云々等々あります。それにつきまして、施工した業者とも現地を確認した中で、修繕改善等については対応したいと思います。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第4号 工業団地内道路新設その1工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第4号は原案どおり決定をいたしました。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。

本定例会5月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、会議規則第7条の規定により、令和7年定例会を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和7年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前 11 時 56 分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員